

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

平成17年 8月29日訓令第61号

改正

平成18年 3月20日訓令第 9号

平成19年10月 4日訓令第27号

平成21年 4月 1日訓令第 8号

平成22年 5月17日訓令第 8号

平成23年 3月31日訓令第14号

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画策定委員会条例(平成17年菊川市条例第166号)第1条に規定する菊川市総合計画策定委員会による菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 病院長
- (4) 総務企画部長
- (5) 生活環境部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 建設経済部長
- (8) 教育文化部長
- (9) 消防長
- (10) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

( 部会 )

第 5 条 委員会に、第 2 条に規定する所掌事務を分掌させるため、次に掲げる部会を置く。

- ( 1 ) 総務企画部会
- ( 2 ) 市民生活部会
- ( 3 ) 建設経済部会
- ( 4 ) 教育文化部会

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の会議に準用する。

( 意見の聴取等 )

第 7 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 8 月 29 日から施行する。

附 則 ( 平成 18 年 3 月 20 日訓令第 9 号 )

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 19 年 10 月 4 日訓令第 27 号 )

この訓令は、公表の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 ( 平成 21 年 4 月 1 日訓令第 8 号 )

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 ( 平成 22 年 5 月 17 日訓令第 8 号 )

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 ( 平成 23 年 3 月 31 日訓令第 14 号 )

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。